

公 告

「令和９年度鳥取市グローバル人材育成事業」旅行代理業務について、受託事業者を公募型プロポーザル方式により選定するので、次のとおり公告する。

令和８年１０月１日

鳥取市長 深 澤 義 彦

１ 事業の概要

（１）事業名

「令和９年度鳥取市グローバル人材育成事業」旅行代理業務

（２）契約期間

契約締結日から令和９年９月３０日まで

（３）事業の目的

別紙“「令和９年度鳥取市グローバル人材育成事業」旅行代理業務仕様書”（以下「仕様書」という。）のとおりに

（４）履行場所

鳥取市幸町地内 ほか

（５）事業の内容

仕様書のとおりに

（６）契約上限額

金 １２，２６６，０００円（消費税及び地方消費税の額を含む。）を上限とする。

２ 参加資格

本件公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

（１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４に規定する者に該当しない者であること。

（２）この公告の日以後に鳥取市入札参加資格者指名停止措置要綱（平成２５年４月１日制定）に基づく指名停止措置を受けている期間がない者であること。

（３）法人格を有し、かつ、本事業内容を十分に理解した上で事業を円滑に遂行できる者であること。

（４）国税及び地方税を滞納していない者であること。

（５）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

（６）破産法（平成１６年法律第７５号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。

（７）事業を円滑に遂行するために必要な組織、人員及び経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有している者であること。

（８）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団又はその構成員の利益になる活動を行う者でないこと。

（９）鳥取市内に本店、支店又は営業所を有する法人であること。

3 実施要領等の交付

「令和 9 年度鳥取市グローバル人材育成事業」旅行代理業務公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）及び仕様書を鳥取市公式ウェブサイトに掲載する。

交付期間は、令和 8 年 1 0 月 1 日（木）から令和 8 年 1 0 月 3 0 日（金）までとする。

4 参加表明書等の提出

本件公募型プロポーザルに参加しようとする者は、実施要領に定めるところにより参加表明書等を提出するものとする。

5 企画提案書等の提出

本件公募型プロポーザルに参加しようとする者は、実施要領に定めるところにより企画提案書等を提出するものとする。

6 選定方法

「令和 9 年度鳥取市グローバル人材育成事業」旅行代理業務に係るプロポーザルの選考審査会（以下「選考審査会」という。）を設置し、本事業に最も適していると認められる事業提案者を受託候補事業者として選定する。

7 契約の締結等

本事業の契約については、鳥取市契約規則（昭和 3 9 年鳥取市規則第 3 号）に基づき、実施要領に定めるところにより、企画提案書とともに提出した見積書に記載した見積額の範囲内で選考審査会において選定された受託候補事業者と締結する。

8 その他

その他詳細は、実施要領による。

9 担当課

〒 6 8 0 - 8 5 7 1 鳥取市幸町 7 1 番地

鳥取市教育委員会事務局 学校教育課（鳥取市役所本庁舎 5 階 5 7 番窓口）

電話：（0 8 5 7）3 0 - 8 4 1 1 ファクシミリ：（0 8 5 7）2 0 - 3 9 5 2

電子メール：kyo-gakkou@city.tottori.lg.jp